

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第41号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

<p>(1) 保育士 (<u>三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>) の資格を有する者</p> <p>(2) ~ (10) [略]</p> <p>4及び5 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) ~ (10) [略]</p> <p>4及び5 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。